

# 令和5年度 第1回まちづくり委員会議事録

日時：令和5年7月19日（水）

午後6時00分から午後7時00分まで

場所：役場4階委員会室

## 1 開 会

- ・委員の出席者は11名であり、過半数を満たしているため、本会議は成立となる。
- ・出席者 委 員：井口 真幸、佐々木 良榮、北村 真也、山前 幸介、源津 憲昭  
村上 真美、大関 匡志、小形 健市、花輪 紀宏、大波 太郎  
竹内 百合  
※敬称略 計11名  
事務局：まちづくり推進課 観音課長、結城主事

## 2 あいさつ

## 3 議案

### （1）議題

#### 議題1 パートナーシップ制度について【総務課総務係】

○総務課総務係から資料に基づいて説明。

- ・概要と導入自治体について
- ・制度の検討状況について：  
1市8町で協定を結び、いずれの自治体においても各種手続きが可能。  
圏域内での相互連携により、性的マイノリティの方が利用しやすく、人口流出に対する抑止効果が期待できる。
- ・導入までの流れ：  
横断的な検討・推進体制を設置し、宣誓された方へのサービス、運用等について協議。  
7月18日（火）より町民コメントの実施 ※他自治体についても同じ期間で実施。  
7月30日（水）1市8町による合同説明会の実施。  
庁内検討委員会、上川中部圏域担当者会議を行い、まちづくり委員会、パブリックコメントを通して、要綱・要領を作成する。令和6年1月に運用開始予定。
- ・町民コメントの実施について
- ・美瑛町パートナーシップ制度の考え方（案）について

#### 質疑応答

（委員）

- ・パートナーシップ制度の考え方（案）にある“通称名の使用”について、性の不一致ということで使われている方がいるという認識でいます。改名ということであれば、家庭裁判所で手続きができる

と思いますが、通称を使う方は強い改名の意思がある方で、戸籍はそのまま、通称を使う人は少ないのではと思ったのですが、どういう状況なのか、意見を聞きたいです。

(事務局)

- ・通称名の使用ということですが、戸籍上の氏名に違和感を感じている方が、郵便物を送る際に「太郎」ではなく「○子」というように、女性らしい名前、または男性らしい名前を使用して郵便物のやりとりをしているという事例もあります。旭川市を含めた会議の中でそのように聞いています。
- ・そういった方々を配慮すべく、日常生活で使用している通称名を尊重して、受領証等にも記載ができるよう、考え方(案)に盛り込んだところです。
- ・今回頂いた意見は、圏域1市8町の会議の中で、共有させていただきます。

(委員)

- ・行き過ぎた懸念になるのかもしれないですが、外国人が日本の通称名を名乗っていて、性的な部分を詐称して、悪用される可能性もあるので、今後検討していただければと思います。

(事務局)

- ・課内や圏域1市8町の会議の中で共有させていただきます。ご意見感謝します。

(委員)

- ・質問が3つあります。方向性としてはよいと思います。
- ・美瑛町のパートナーシップ制度の考え方(案)ということで町民コメントを行うようですが、美瑛町パートナーシップ制度(案)にならないのでしょうか。“考え方”がつくつかないの違いがどういうところにあるのか、説明いただければと思います。
- ・2点目、最終的には規則等に対応するとありましたが、町民コメントが終わった後、議会で議論するなどプロセスを教えていただければと思います。
- ・題名には“性的マイノリティ”という言葉が隠されていますが、通常パートナーシップと聞くと一緒に暮らしている人と受け取る方もいます。性的マイノリティの方でなくとも、戸籍をいれず、一緒に暮らしている人がこのパートナーシップ制度を利用し、宣誓することはできるのか、この3点をお伺いたいです。

(事務局)

- ・まず美瑛町パートナーシップ制度の考え方(案)ということですが、要綱・要領がつくられていない圏域1市8町で「このような考え方で進めていきたい」ということでこのようなタイトルになりました。
- ・制度ではなく制度に対してこのように運用していきたい、このように要綱をつくっていききたいという考え方になります。
- ・次にこの後、議会や条例の改正等があるかということですが、圏域1市8町で条例改正等ないように要綱という形で取りまとめることができたらよい、ということで話が進んでいます。
- ・今後、町民コメントを実施してからではないと具体的に話が進んでいきませんが、現時点では要綱に対応し、条例改正はなしもしくは軽微であるように進めていく予定です。
- ・性的マイノリティ、パートナーシップの考え方についてですが、先ほどお話があったとおり、籍を入れず事実婚をしている方(一方または双方が性的マイノリティである2人)の制度活用も想定した要綱をつくっていきます。

## 議題2 ゼロカーボンの推進について【まちづくり推進課ゼロカーボン推進係】

○まちづくり推進課ゼロカーボン推進係から資料に基づいて説明。

- ・美瑛町再生可能エネルギー導入目標の策定について：  
目的、調査方法、美瑛町再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設立。  
目標の策定は令和6年1月完成予定、策定後は温室効果削減に向けた計画を策定予定。
- ・これまでの取り組み

### 質疑応答

(委員)

- ・町内関係団体17団体とは、どういう団体に関係しているのですか。

(事務局)

・商工会、農協、道銀、信金、学識者というところで室蘭工業大学、エア・ウォーター株式会社、再生可能エネルギー振興機構という団体にも参画いただき、検討委員会を設立します。

(委員)

・先日、公募型プロポーザルでバイオマスリサーチと契約していますが、ここも戦略委員会に入って、来年の1月までに目標値を決めるということでしょうか。

(事務局)

- ・そのとおりです。

(委員)

・目標を決めた後で、アクションプランをとということですが、これは逆というか、セットでなければできないのではと思うのですが、なぜそのような順番になったのでしょうか。

(事務局)

・温室効果ガスの排出量等を調査し、結果を用いて、美瑛町としてどのような省エネや再生可能エネルギーの導入が考えられるかを検討します。景観の関係もあり、ソーラーパネルをたくさん置けばよいということにもならないので、美瑛町ではどういった形で導入するのがいいか、目標を策定したうえで、計画を策定したいと思います。

(委員)

・これだったら実現できるのではないかという専門家の意見を決めて、計画を立てるということで理解しました。

・3点目、色々と取組が書いてありますが、来年の1月までに計画は立てられるが、戦略検討委員会はこの後も続いていくのか、どこまでどういう計画で行うのか、マイルストーンが出ていないです。

・2050年の計画なので、“何年目に実行計画ができあがり、町として動き出すのが何年後”のようにシナリオみたいなものが広報などに出てくればよくわかると思いますが。

(事務局)

・スケジュール感についてですが、検討委員会の方で目標ができれば、ゼロカーボン推進委員会を立ち上げ、目標を基にどういった取組ができるか計画をしていきます。

・その計画を基にハード面の整備等も進めていきますが、ソフト面という点からも町民の皆さんに省エネの協力をいただくよう引き続き広報をしていく予定です。

- ・計画を基に動くこととなりますが、できることは並行して進めていきたいです。

### 議題3 自治基本条例の運用について【まちづくり推進課政策調整係】

○まちづくり推進課政策調整係から資料に基づいて説明。

- ・町民参加と情報公開の取組について：

① 町民意見への回答・・・これまでは回答するか否かについて各課に一任していた。

いただいた意見・質問に対して回答し、総務課・まちづくり推進課で協議した上で、公開非公開を判断する。

ただし、公共性・公益性の低いもの、個人の権利や利益が侵害される恐れのあるものは除く。

② 審議会等の運用・・・各課で所管している審議会等については原則公開する。

公開というのは「会議の傍聴」と「議事録の公表」をいい各審議会でこの2つの取り扱いに差異が生じている。

審議会等の現状を把握し、今後の公開に向け取り組み方針を決める。

③ 町民参加の方法・・・様々な規模・性質があり、町民参加の対象となる取組をどこまでにするか線引きが難しい。

これを踏まえ当面は、6月の補正予算を含む令和5年度の予算の内町民参加の優先度が高いと思われる政策・施策を抽出し、町民参加の方法を検討。

#### 質疑応答

(委員)

- ・出前講座は出席人数は少ないと思いますが、繰り返しやってほしいです。
- ・3点の取組については我々も感じているところで安心しました。
- ・今年は3点に取り組むということですが、せっかく取り組んでいるのに「あれもやれていない」、「これもやれていない」と町民に認識されてしまう可能性があると思います。
- ・全体として取組項目が10あったとして、実態を踏まえて、今回は3つ取り組むといったような町民への説明の仕方というのが大切になってくると思います。
- ・美幌町は条項ごとに対応したアクションプランを毎年やっていますが、そこまでしなくても課題中心に取り組んでいくと町民の目にフィットするところがあると思います。
- ・役場として全体でどうやって進めていきたいか町民に示した方が良いと思います。
- ・自治推進委員会の役割はPLAN, DO, CHECK, ACTIONと考えた時に、CHECKの部分しかできないと思います。
- ・役場で考え、行動して、ようやく町民がチェックできるので、そういった部分を大事に進めてほしいです。

(事務局)

- ・まちづくり委員会の皆さまの意見を頂きながら、進めてまいります。

・自治推進委員会について、ご理解いただけるように内容を示して、審議していただけるように進めます。

(委員)

・町民の提案事業や移住定住推進室ができて井戸端会議など行われていましたが、条例ができたことで、今までやってきたことが義務付けられたという考え方になると思います。

・そういった事業があるごとに自治基本条例ができて、今この形があるという見せ方は町民にとってわかりいい気がします。

・常に「町民の意見を聞くということは自治基本条例に規定されているんだ」と意識させていくことが必要になってくると思います。

・話を聞くに町民提案事業についても年々減少してきているそうですが、どういう考えでこの取り組みが行われているのかということもこれを機会に説明し、自治基本条例と紐づけて理解してもらうのが良いかと思います。

・自治基本条例の周知についても出前講座と話がありましたが、身近なところでいうと町内会になるかと思います。町民の意見を聞く町民提案事業や井戸端会議、パブリックコメントなど町民参加の方法について町民の方はどのようにしたらよいか理解できていないと思うので、説明をお願いできればと思います。

(事務局)

・町内会に対して説明してほしいというご意見は町民説明会の際に参加者から意見が出ました。有効な取組と考えておりますので、進めてまいります。

・自治基本条例と施策の紐づけについては、町民の皆さんに理解してもらえるように伝えていければと思っております。

・先ほど3点の取組というところで、各種審議会の公開についてお話させていただきましたが、まちづくり委員会については、議事録の公表をしており、傍聴についても希望があれば参加できる仕組みになっています。

・傍聴については、開催時間が遅いせいかもしれませんが、町民の方にはご参加いただけていない状況です。今後は開催時にラインや広報など活用し、積極的に周知させていただき、まちづくり委員会ではどのような議論がされているのか、町民の皆さんに見ていただきたいと考えています。

・審議会の公開について、まちづくり委員会については、今まで通りに進めていきたいと考えていますが、何かご意見等ございましたらお願いいたします。

## (2) その他

(委員)

・3月29日の第5回の議事録ですが、予算の資料を見ようと思ったら、資料がついていませんでした。

・11月の第3回で指摘して、過去1年半前に遡り、議案を添付してもらいました。

・それまではできていました。これで2回目の指摘になるのですが、私が委員でなくなればそのままになってしまうので、継続できるように仕組みを作ってやる方がいいと思いますが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・議事録のみの掲載をしてしまいました。今後気をつけるようにします。(現在、HP 修正済み)

(委員)

- ・なるべく継続できるような仕組みをお願いしたいです。
- ・この会の運営についてですが、意見を交わすという機会が少ないように思います。
- ・過去5回の議事の中でも、テーマを決めて委員の中で意見を交換できたらと思いました。
- ・施行規則の中には、町民意見及び提案の反映に関することが審議事項に掲げられていて、各回で出た課題になるテーマをリストアップし、今回はこれについて意見を交わすというような約束にしており、議論を深めるというような新しい取組ができればよいと思います。
- ・そうすると深い議論を行い、まちづくり委員会としてこういった提案が出てきた、そしてそれを行政が実行するといったようないい流れができるのではないかと期待しています。
- ・7時で議論が終了しているのですが、残り1時間有効に活用できるので、町民意見の反映に関する部分の議論をいれていただければ思うのですが、いかがでしょうか。

(事務局)

- ・会長からもお話をいただきましたが、役場から議題を出して、それに対して委員の皆さまが審議するというだけで終わらないように、意見を交わしたり、何かアクション出来るように委員会の在り方を見直して、まちづくり委員の皆さまに取り組んでもらえるようにしたいと考えていますのでよろしくお願いたします。

#### 4. 閉会

##### 会長あいさつ

(会長)

- ・事務局からも話があったとおり、5年間まちづくり委員会に携わってきていて、これからのことを考えるとまちづくり委員会を変えていかなければならないと感じています。
- ・副会長とも話をさせていただいていますが、我々委員同士の意見交流の場を増やしていきたい、自治基本条例の策定の時のように、別々に話をするのではなく、いろんな方の意見を集めて、事務局である行政と対応していきたいと考えています。
- ・このように集まって話をするのか、デジタルでラインを活用するだとかそれ以外のものを活用し、情報交換をしていくのが望ましいのか。
- ・事務局がいるとなかなか難しい、町として公式に入るのが難しいと回答いただいておりますが、委員の皆さまと膝をつきあわせて、お話をできるようにしていきたいと思っていますので、もう少しお時間を頂ければと思います。
- ・これから来年に向けて、自治基本条例の関係や駅前の整理の話ですとか、なかなかこちらには下りてきていないけれども町民として思うところがある案件もあると思うので、情報共有しながら、先に進めればと思いますので、これからもよろしくお願いたします。

以上

## パートナーシップ宣誓制度について

### 1 パートナーシップ宣誓制度とは

#### (1) 概要

性別などにかかわらず、お互いを人生のパートナーとして、相互の協力により継続的な共同生活を行っている、または継続的な共同生活を行うことを約束した関係にあることを申請された場合、町が証明書などを交付する制度。

家族として暮らしている子どもがいる場合も同様に対象となり、証明書などの交付を受けることで、様々なサービスや社会的配慮を受けやすくするもの。

#### (2) 北海道内の導入自治体

8市（札幌市、江別市、岩見沢市、苫小牧市、北斗市、函館市、北見市、帯広市）

### 2 上川中部 1 市 8 町の連携による制度の検討状況について

#### (1) 連携の範囲

上川中部 1 市 8 町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町、美瑛町）

#### (2) 運用案

- ①圏域内で相互連携するため、1 市 8 町による連携協定書を締結する。
- ②いずれの自治体においても宣誓申請及び各種手続の受付を可能にする。連携自治体は、窓口受付のみ行い、受領証作成などの事務手続は住民登録自治体で行う。

(例) 美瑛町民が旭川市役所で宣誓を実施した場合

→宣誓書を旭川市から美瑛町に送付

→美瑛町で受領証・受領カードを作成

→交付（旭川市、美瑛町いずれか本人の希望する自治体で）

(3) 圏域連携で導入するメリット

- ①性的マイノリティの方が利用しやすく、活用される制度にできること。
- ②人口流出に対する抑止効果に期待できること。

3 導入までの流れ

(1) 庁内検討委員会の設置

宣誓された方に対してのサービス、運用等について、横断的な検討・推進体制を設置。

(2) 町民コメントの実施

- ①実施時期 7月18日(火)から8月21日(月)まで
- ②周知方法 広報紙7月号、ホームページ等

(3) 住民説明会(圏域1市8町による合同開催)の実施

- ①日 程 7月30日(日)
- ②場 所 旭川市市民活動交流センター
- ③周知方法 広報紙7月号、ホームページ等
- ④内 容 パートナーシップ制度概要説明、性の多様性に係る啓発セミナー
- ⑤そ の 他 オンライン配信や動画配信も検討中

(4) スケジュール

別紙のとおり。令和6年1月からの制度導入に向けて調整を進める。

以上



# パートナーシップ宣誓制度について

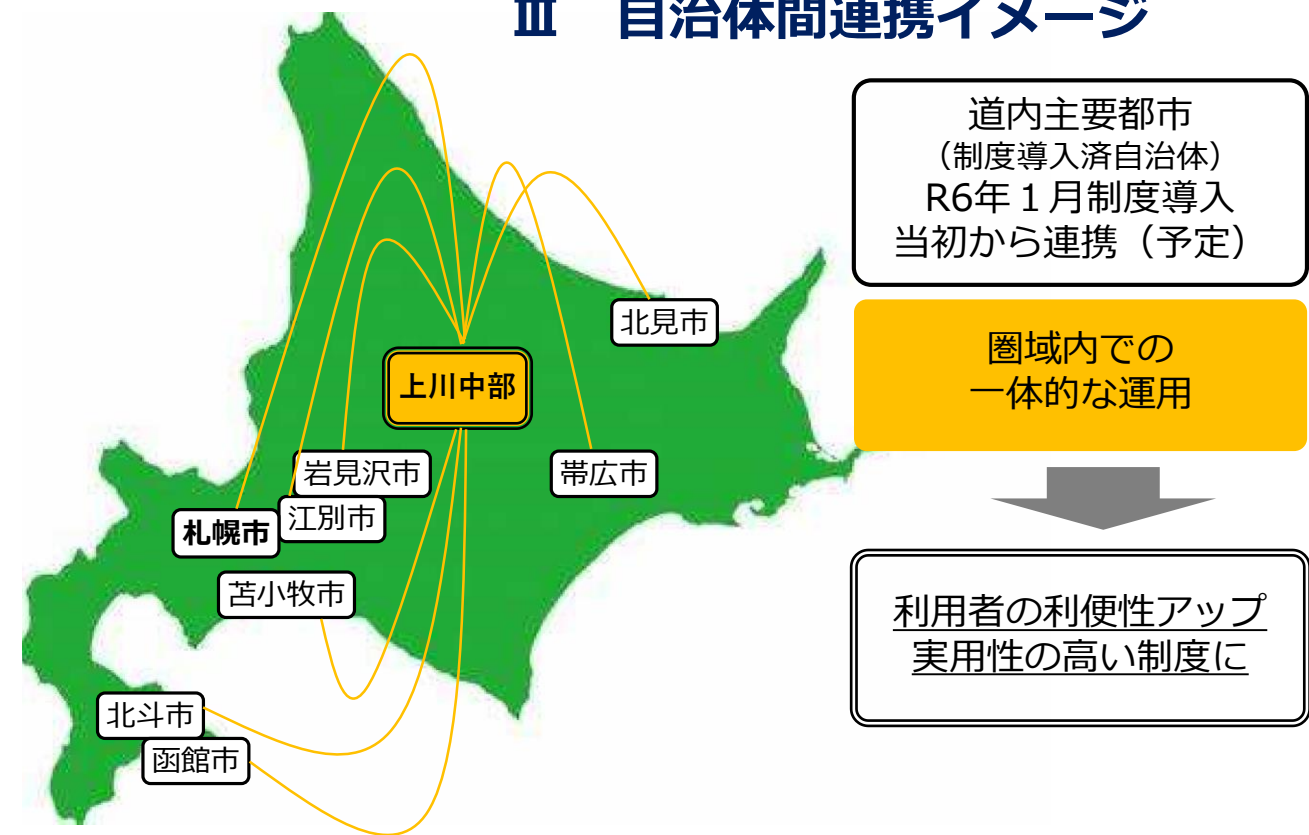
## I パートナーシップ宣誓制度の考え方

根拠	要綱	○道内導入済自治体との連携を円滑にするため ※道内導入済自治体はいずれも要綱で設置
内容	パートナーシップ宣誓制度	○制度利用を希望する2人が、互いを人生のパートナーとして日常生活において相互に協力し合うことを約束した関係であることを自治体に対して宣誓する「パートナーシップ宣誓制度」とする。 ○制度利用者に法的効力は発生しないが、自治体が認める公共サービスや民間企業が自発的に提供するサービスの利用が可能になる。

## II 導入スケジュール（予定）

時期	内容
R5年5月	○上川中部圏域の連携による制度導入について調整
6月	○庁舎内担当課からの聞き取り ○上川中部圏域 第1回担当者会議 ○議員協議会
7月	○まちづくり委員会の開催（7月中旬） ○町民コメントの実施（7/18～8/21） ○住民説明会の開催（7/30：1市8町合同）
8月	○庁内検討委員会の開催（※以後、随時開催） ○上川中部圏域 第2回担当者会議 ○要綱・運用要領（原案）作成
9月～10月	○まちづくり委員会の開催 ○議員協議会
11月	○要綱・運用要領の決定 ○関係する規則等の改正案の検討
12月	○庁内周知・職員研修 ○関係機関等への説明・周知・協力依頼
R6年1月	○パートナーシップ宣誓制度導入開始（予定）

## III 自治体間連携イメージ



## IV 圏域（上川中部1市8町）連携での運用など

連携の範囲	○ 上川中部 1市8町 旭川市・鷹栖町・東神楽町・当麻町・比布町・愛別町 上川町・東川町・美瑛町
制度の名称	○ 美瑛町（〇〇市・町）パートナーシップ宣誓制度
連携の手法	(1) 各市町で要綱制定 (2) 原則として同時期に運用開始 ※各町のタイミングを優先 (3) 圏域内での手続については共通の運用基準を作成
運用方法	(1) 原則として同一の運用 (2) 宣誓受領証・受領証カード等は圏域内で統一デザイン (3) 圏域内のいずれの自治体でも宣誓申請等の受付可能に
連携導入のメリット	○ 利用しやすい・活用される制度に 居住自治体外での受付を可能にすることで、小規模自治体における申請の負担感を軽減 ※プライバシーの確保 ○ 自治体規模に関わらず様々な人が暮らしやすいまちに 当事者が都市部に流出せず地元に残る選択肢を創出

## 【 町民コメント募集 】

### 美瑛町パートナーシップ制度の考え方(案)に対する ご意見を募集します。

令和5年7月 美瑛町総務課

このたび、美瑛町パートナーシップ制度の考え方(案)を取りまとめましたので、この案に対する町民の皆さんからのご意見を募集します。

お寄せいただいたご意見を参考に、美瑛町パートナーシップ宣誓制度取扱要綱を策定する予定です。ご意見の募集期間終了後、いただいたご意見の概要と、それに対する考え方をまとめ、ホームページで公表します。

### 《ご意見募集要項》

#### ● 意見募集期間

令和5年7月18日（火）から令和5年8月21日（月）まで ※期間内必着

#### ● 案の公表方法

総務課（役場庁舎2階）、町民コーナー（役場庁舎1階）、町民センター（1階）、図書館、ビ・エール（2階）に備え置いています。また、役場ホームページからダウンロードしてご覧になることができます。

#### ● 意見の提出方法

##### （1）郵送の場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで郵送してください。

〒071-0292 美瑛町本町4丁目6番1号 美瑛町役場総務課 あて

##### （2）ファックスの場合

「ご意見記入用紙」に必要事項を記載し、下記まで送信してください。

美瑛町役場総務課 あて

FAX 0166-92-4414

##### （3）電子メールの場合

メールタイトルを「美瑛町パートナーシップ制度の考え方(案)」として、「ご意見記入用紙」データを下記アドレスに送信してください。

メールアドレス soumu@town.biei.hokkaido.jp

##### （4）ご意見箱への投函の場合

制度案設置場所に設置している「ご意見箱」に投函してください。

## ● 意見提出ができる方

- (1) 町内に住所を有する方
- (2) 町内に存する事務所または事業所に勤務する方、町内に存する学校に在学する方

## ● 留意事項

- (1) ご意見の提出にあたりましては、氏名・年齢・住所・区分を任意でご記入ください。
- (2) 個人情報は、美瑛町個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所・区分は公表せず、年代のみを記載します。
- (3) ご意見の概要を公表する際は、類似意見を集約したり、ご意見を分割したりする場合がありますので、ご了承ください。
- (4) 電話によるご意見の受け付けや、ご意見に対しての個別回答はいたしかねますので、ご了承ください。

## 美瑛町パートナーシップ制度の考え方（案）に対するご意見

### ～ ご意見記入用紙 ～

美瑛町パートナーシップ制度の考え方（案）について、あなたのご意見をお書きください。

ご意見（自由記入欄）

※記入欄が足りない場合は、別紙にご記入ください。

【ご意見の提出にあたりましては、氏名・年齢・住所・区分は任意でご記入ください。】

ふりがな 氏 名		年 齢	歳
住 所			
区 分	<input type="checkbox"/> 町内在住 <input type="checkbox"/> 町内在勤 <input type="checkbox"/> 町内在学 <input type="checkbox"/> 制度により 影響を受ける方等		

※個人情報は、美瑛町個人情報保護条例の規定に基づき、適正に取扱います。また、ご意見の概要を公表する際は、氏名・住所・区分は公表せず、年代のみを記載します。

美瑛町総務課総務係 あて

FAX 0166-92-4414

E-mail soumu@town.biei.hokkaido.jp

# 美瑛町パートナーシップ制度の考え方(案)

令和5年(2023年)7月

美 瑛 町



# 美瑛町パートナーシップ制度について

## 1 名称

(仮称) 美瑛町パートナーシップ宣誓制度

## 2 内容

制度利用を希望する一方又は双方が性的マイノリティである2人が、日常生活において相互に協力し合うパートナーシップの関係であることを宣誓（宣誓書に署名）し、町が宣誓書を受理したことを証明する制度です。

## 3 根拠・運用

制度導入後も、社会情勢や利用者の意見を反映しやすいよう「要綱」で規定し、運用を見守り、必要に応じて見直すなど、柔軟に対応していきます。

## 4 導入時期

令和6年1月に運用を開始する予定です。

## 5 導入後の効果

パートナーシップ制度には法的効力はありませんが、制度導入後は、これまで限定されていた行政や民間のサービスの範囲が広がります。

※他の自治体の例：公営住宅の入居，入院時の付き添いや手術の同意，生命保険の受取人指定，携帯電話の家族割など。

美瑛町では、パートナーシップ制度を導入し、当事者の方が抱える生きづらさの解消や地域における理解を進めることで、誰もが生きがいと誇りを持ち自分らしく活躍できるまちづくりを実現したいと考えています。

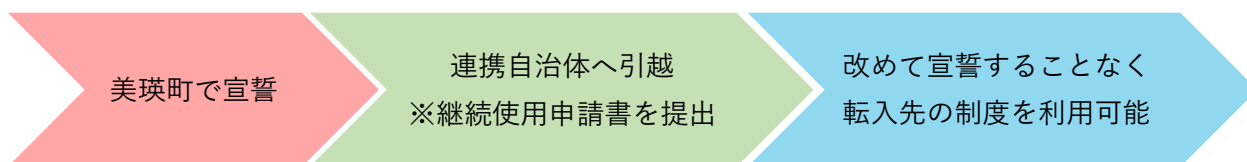
# 自治体間連携について

## 1 道内導入済自治体との連携

道内では、札幌市、江別市、函館市、北見市、帯広市、苫小牧市、岩見沢市、北斗市の8市が既に制度を導入しています。

制度を利用している方が転出・転入するときには、受領証等の返還手続と、転入先でのパートナーシップの宣誓（申請）手続が必要になりますが、制度を導入している自治体同士が協定を締結することで、転出・転入に伴う手続が簡単になります。

利用する方の利便性を高め、手続に伴う負担を軽減するため、道内の導入済自治体と連携についての協議を進めていきます。



## 2 上川中部1市8町における連携

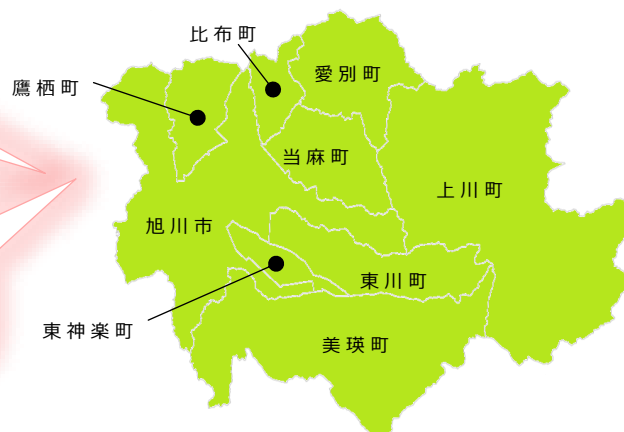
上川中部圏域の1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）では、同一の制度内容の要綱を制定し、お互いに連携して運用できるように準備を進めています。

町民コメントも、導入時期未定の上川町を除く1市7町が同時期に実施し、圏域の皆さんの御意見を踏まえて制度を導入していきます。

この連携が実現すると、美瑛町だけではなく、圏域全体で性の多様性に関する理解が深まることが期待されるほか、住んでいる自治体以外の窓口で手続することができるようになるなど、プライバシーに配慮した対応も可能となります。

1市8町どこの自治体でも  
宣誓などの手続が可能に

知人のいない自治体の窓口で  
手続ができることで  
より活用しやすい制度に



圏域全体での理解が深まるきっかけに



# 美瑛町パートナーシップ制度の考え方

## 1 趣旨

互いの個性や多様性を認め合い、誰もが生きがいと誇りを持ち自分らしく活躍し、人生のパートナーや大切な人と安心して暮らせるまちの実現を目指し、パートナーシップ制度を導入することとし、その取り扱いについて必要な事項を定めるものです。

<考え方>

- 美瑛町が、性的マイノリティの方への支援を通じて目指す社会の姿を示したものです。

## 2 定義

- (1) 性的マイノリティ：典型的とされていない性自認や性的指向を持つ者のこと。
- (2) パートナーシップ：互いを人生のパートナーとし、日常の生活において、経済的又は物理的、かつ精神的に相互に協力し合うことを約束した、一方又は双方が性的マイノリティである2人の者の関係。
- (3) 宣誓：2人が互いのパートナーであることを町長に対して宣誓すること。

<考え方>

- この要綱における用語の定義を定めたものです。

## 3 宣誓を行うことができる者

次に掲げる要件のすべてに該当する者としてします。

- (1) 双方が民法に規定する成年に達していること。
- (2) 一方又は双方が町内に住所を有し、又は町内への転入を予定していること。
- (3) 双方に配偶者がいないこと及び宣誓者以外の者とパートナーシップの関係にならないこと。
- (4) 直系血族、三親等以内の傍系血族又は直系姻族でないこと。ただし、双方の関係が養子縁組の場合を除く。

<考え方>

- (1) 令和4年4月から、民法の一部を改正する法律で成年年齢が満18歳に引き下げられるとともに、婚姻開始年齢が性別に関わらず18歳に統一されたことから民法上の婚姻開始年齢と同じとします。
- (2) 事情により同居が叶わない場合も想定されることなどを踏まえ、いずれか一方以上の居住を要件とし、同居・別居を問わず、幅広い対象者に制度を利用いただけるようにします。
- (3)(4) この制度は婚姻制度とは異なる制度ですが、当人同士の関係が婚姻と類似するため、



婚姻に準じた要件とします。

## 4 宣誓の方法

宣誓しようとする者の双方が、町職員の面前でパートナーシップ宣誓書に自ら記入（記入が難しい場合は代筆も可）した上で、次に掲げる書類を添えて提出する方法で行うものとします。

- (1) 住民票の写し又は現住所を証する書類
- (2) 配偶者がいないことを証明する書類

また、宣誓する日時はあらかじめ町と調整するものとします。

<考え方>

- 宣誓時に、内容の確認及び本人確認を行うため、双方揃って窓口で手続することを求めます。
- プライバシー保護に配慮し個室対応とするため、予約制とします。

## 5 本人確認

本人であることを確認するため、宣誓の際には、次に掲げる書類のいずれかの提示を求めます。

- (1) 個人番号カード
- (2) 旅券
- (3) 運転免許証
- (4) 官公署が発行した免許証、許可証又は登録証明証等であって、本人の顔写真が貼付されたもの
- (5) その他町長が適当と認める書類

<考え方>

- 本人であることを確認するため、戸籍届出等と同様に本人確認を行います。

## 6 通称名の使用

性別違和等で通称名の使用を希望する場合は、宣誓における氏名について通称名を用いることができることとします。

<考え方>

- 戸籍上の氏名に違和を感じている方に配慮するため、日常生活において使用している通称名を尊重し、受領証等に記載できるようにします。
- 手続に当たっては、日常生活において当該通称名を使用していることが確認できる書類の提出を必要とします。

## 7 受領証の交付

宣誓した双方が全ての宣誓要件を満たしているときは、パートナーシップ宣誓書受領証を交付するものとします。

また、希望に応じてパートナーシップ宣誓書受領カードを交付できることとします。

### <考え方>

- 宣誓したことを証明する受領証の発行と併せて、希望者には日常的に提示しやすいカードを交付し、利用者の利便性を高めることとします。
- 受領証等は、上川中部圏域での統一デザインとすることを検討しています。

## 8 子に関する記載

宣誓者の一方又は双方と同居し、かつ生計を一にする未成年の子（実子又は養子）がいる場合は、希望により受領証等に子の氏名を記載することができることとします。

### <考え方>

- パートナーの子も含めて家族に準じた関係であることが分かるよう、子の氏名を受領証等に記載できるようにします。
- 手続に当たっては、宣誓者と子の関係を確認できる書類、子の年齢及び同居が確認できる書類の提出を必要とします。

## 9 受領証等の再交付

受領証等の交付を受けた者が、紛失、毀損等の事情により再交付を希望する場合は、受領証及び受領カードを再交付するものとします。

### <考え方>

- 再交付の申請があった場合は、再交付申請の理由の確認や本人確認を行った上で、再交付するものとします。

## 10 受領証等の返還

次に掲げる事項に該当する場合は、返還届の届出とともに、受領証等の返還を求めるとします。

- (1) パートナーシップが解消されたとき。
- (2) 宣誓者の一方が死亡したとき。
- (3) 宣誓の対象者の要件に該当しなくなったとき。
- (4) 受領証等の返還を希望するとき。
- (5) その他町長が受領証等の返還が必要と認めるとき。

#### <考え方>

- 関係や登録の重複、効果の範囲を超えた使用を避けるため、要件に該当しなくなった場合には受領証等の返還を求めるものです。
- 紛失その他やむを得ない理由があるときは届出のみとし、受領証等の返還は不要とします。

### 1.1 宣誓の無効

宣誓書等の内容に虚偽があったときのほか、宣誓者がパートナーシップを形成する意思がないことや、要件を満たしていないことが判明した場合は、宣誓を無効とし、直ちに受領証等の返還を求めるものとします。

#### <考え方>

- 虚偽の届出など、不測の事態に対応するものです。

### 1.2 自治体間での相互利用

パートナーシップ制度の相互利用に関する協定を締結している自治体間で転入・転出する場合は、継続使用申請書を提出することで、既に受領している受領証等を、転出先でも引き続き使用することができるものとします。

#### <考え方>

- 制度導入済自治体と相互利用に関する協定を締結することで、転入・転出に伴う手続が簡単になります。
- 利用者の利便性を高め、手続に伴う負担を軽減するため、道内導入済自治体と、今後連携についての協議を進めていきます。

### 1.3 上川中部圏域での連携

上川中部圏域の1市8町（旭川市、鷹栖町、東神楽町、当麻町、比布町、愛別町、上川町、東川町及び美瑛町）のうち、パートナーシップ制度に関する連携協定を締結しているいずれの自治体においても、宣誓申請や各種手続ができるものとします。

#### <考え方>

- 連携協定を締結している圏域内のいずれの自治体でも宣誓などの手続を可能とすることで、住んでいる自治体以外の窓口で手続できるなど、利用者の心情に配慮した、活用しやすい制度とします。
- 手続はいずれの自治体でも可能となりますが、利用する制度は住民登録地の制度となります。

## 1 4 宣誓書の保存

宣誓書等については、受領証等の返還があったときから10年間保存するものとします。

<考え方>

- パートナーシップ制度に法的効力はありませんが、返還後も一定期間パートナーシップの関係などを確認できる必要があると考え、民法の消滅時効にあわせて10年間保存するものとします。

## 1 5 個人情報の取り扱い

宣誓者から提出された個人情報は、個人情報の保護に関する法律に基づき適切に取り扱います。

<考え方>

- 提出された個人情報を適切に取り扱うことを明記したものです。

## 1 6 周知啓発について

町民及び事業者に対し、パートナーシップ制度の趣旨が適切に理解されるよう、周知啓発に努めます。

<考え方>

- この制度は、法律上の婚姻のように法的な権利や義務が生じるものではありませんが、制度をより利用しやすいものとするため、町民や事業者に対し、パートナーシップ制度への理解を深めていただくものです。

## 美瑛町におけるゼロカーボンの推進について

### 1 美瑛町再生可能エネルギー導入目標の策定について

#### (1) 目的

本目標は、町の温室効果ガス排出量の実情や将来の排出量推計、再生可能エネルギーのポテンシャル調査を行い、温室効果ガスの排出量削減に向けた再生可能エネルギー活用の方向性を明らかにすることを目的とする。

#### (2) 調査方法

##### ① アンケート調査

広報びえい8月号に各家庭におけるエネルギー使用量及び環境意識アンケートを折り込む。また、各事業所に対しても、事業所向けのアンケートを送付。

##### ② ヒアリング調査

各業種の再生可能エネルギーの導入に関する意見等を聞き取るため、ヒアリング調査も実施。

#### (3) 美瑛町再生可能エネルギー導入戦略検討委員会の設立

専門的な知識を有する学識経験者や町内関係団体等にご参画をいただき、本委員会を設置したなかで、太陽光エネルギーや地熱エネルギー、バイオマスエネルギーなど、地域の特性を踏まえた本目標の策定に取り組む。

### 2 これまでの取り組みについて

令和4年4月 「美瑛町ゼロカーボンシティ宣言」を発表  
庁内ゼロカーボン推進プロジェクトチームを設置

令和4年5月 北海道庁ゼロカーボン推進局による講演会

令和5年1月 森の輪（わっこ）プロジェクト

令和5年2月 十勝岳噴火総合防災訓練における電気自動車給電実証  
SDGs カードゲーム

町と企業による循環型社会と地方創生スペシャルトークショー

## 自治基本条例について

### ●自治基本条例の経過

#### 令和元年度

- ・まちづくり委員会において、専門部会の設置等について協議

#### 令和2年度

- ・まちづくり委員会内に専門部会設置
- ・「自治基本条例ニュース」の発行
- ・勉強会、ワークショップの開催

#### 令和3年度

- ・項目別の勉強会と協議

#### 令和4年度

- ・町長へ自治基本条例原案の提出
- ・議会での議決

#### 令和5年度

- ・4月1日 条例施行
- ・4月下旬より、自治基本条例の運用について総務課、まちづくり推進課、議会事務局で協議を進める
- ・5月18日、行政区長・町内会長会議にて自治基本条例の概要について説明
- ・5月下旬、自治基本条例パンフレットを作成し、広報6月号にて配布
- ・6月中旬、今年度の町民参加と情報共有の行政側の取り組みについて整理。
- ・6月28日、職員向け説明会の開催
- ・7月11日、町民向け説明会の開催
- ・9月、自治推進委員会設置予定（広報8月号等で公募）  
以後、自治推進委員会において自治基本条例の運用の検討を行っていく。

#### ※自治推進委員会とは

自治基本条例を守り育て、実効性を高めるため、町長の付属機関として設置するもの（条例49条）。町長の諮問に依りて調査又は審議を行い、答申するもののほか、自ら「町民参加の状況、条例の運用状況、条例の見直し、自治の推進に関する基本的な事項」を審議する。

推進委員会の委員は10人以内とし、行政区長、町内会長、有識者などから年齢、性別等の均衡を考慮し、町長が委嘱する。